

権限のある当局間の覚書

日本国及びアメリカ合衆国の権限のある当局は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約(平成 16 年条約第 2 号)第 11 条 3(c)(i)に規定する投資銀行の用語の意義について、次に掲げるガイドラインに合意した。当該ガイドラインは同条約第 25 条 3(相互協議)の規定に基づいて合意される。

納税者に確実性を与えるため、日本国とアメリカ合衆国の権限のある当局は、以下のことを確認した。

A. 当該条約第 11 条 3(c)(i)に規定する投資銀行とは、利子の支払が行われる課税年度の直前の 3 課税年度（当該課税年度の直前の課税年度が 3 課税年度に満たない場合には、これらの事業年度をいう。）のそれぞれの課税年度において、総所得の 60%以上が、以下に掲げる活動（「投資銀行活動」）から生じている場合に、次の一以上の活動に定常的に従事している者をいう。

1. 最善努力契約又は買取引受契約に基づく株式、債券又はその他の証券の発行に関する顧客のための引受
2. M&A 顧問サービス、信託サービス、カストディのサービス、清算サービス、代理支払サービス、回収代理サービス、投資銀行若しくはコルレス銀行サービス、金融顧問若しくは投資顧問サービス又は資金運用サービスを含む投資管理サービスの提供
3. 約束手形、為替手形、小切手、引受手形、抵当証券、産業ローン、又はストラクチャード・ファイナンス、プロジェクト・ファイナンス及びリース・ファイナンスを含めた、顧客のための他の債務の証拠の、定常的な組成、仕組、買付、売却、割引又は交渉及び非関連者の債務の証拠の買取。ブローカー業務。株式、債券、商品、金利、通貨、商品先物若しくは経済先物又はその他の証券、又は金融派生商品(名目元本取引を含む。)の顧客との売買。顧客に対する販売のための棚卸資産としての株式、債券及びその他の証券の保有。顧客のための先物、先渡、オプション、外為取引又は名目元本契約の手配又は顧客とのそれらの取引の締結。顧客のための株式又は証券の貸借又は顧客との証券買戻し取引若しくは売戻し取引。買戻し合意を含む証券又は金融市場商品を担保とした顧客のための信用又はその他の融資の提供。金融サービス活動に関連した融資の提供。このパラグラフ 3 に規定する活動に関するヘッジ活動への従事。

4. 抵当証券を含む金融資産の証券へのリパッケージ。リパッケージを目的とした当該金融資産の買取及び/又は保有。当該金融資産に関する業務(当該活動に付随する利子の発生を含む。)の履行

B. ルックスルー・ルール(look-through rules)

1. このセクションのパラグラフ 3 で規定する場合を除き、セクション A の 60% 総所得テストの適用上、もしも、一の事業体（以下「テスト対象事業体」という。）が別の事業体の持分の 50%以上を、直接又は間接に所有又は支配している場合で、かつ、当該テスト対象事業体が日本国居住者又はアメリカ合衆国居住者である登録証券会社と関連している場合には、当該テスト対象事業体は、当該別の事業体と同一の活動に従事しているとして、当該別の事業体の活動に係る総所得のうち持株割合に応じた部分を直接得たものとして取り扱う。テスト対象事業体が登録証券会社と関連している場合とは、次に掲げる場合である。
 - a. テスト対象事業体が登録証券会社の 80%以上を、直接又は間接に所有又は支配している場合
 - b. テスト対象事業体が登録証券会社に 80%以上を、直接又は間接に所有又は支配されている場合
 - c. テスト対象事業体及び登録証券会社が、市場で取引される債券又は株式の発行者に、共通に、80%以上を、直接又は間接に所有又は支配されている場合
2. パラグラフ B.1 と C.1(a)のために、銀行の全総所得は投資銀行活動から生じた総所得として扱われ、テスト対象事業体(パラグラフ B.1 のため)及び所有者(パラグラフ C.1(a)のため)は、直接そのような総所得の持株割合に応じた部分を得ているものとして取り扱う。
3. パラグラフ B.1 のルックスルー・ルールは、自らがセクション A の総所得テストを満たすテスト対象事業体の総所得の決定には適用しない。セクション A 又は B の総所得テストを満たすテスト対象事業体は、セクション C に規定するグループ全体テストも満たさなければならない。

C. グループ全体テスト

1. 総所得テスト このガイドラインのために、事業体は、次の要件を満たさない場合

には投資銀行とはされない。

a. 当該事業体及びその関連者を一つの事業体とみなした場合において、セクション A の 60% 総所得テストを満たすこと

b. 当該事業体及びその関連者（銀行を除く）を一つの事業体とみなした場合において、パラグラフ A.3 の活動からの所得を除く、パラグラフ A.1、A.2 及び A.4 の活動からの総所得が、当該事業体及び関連者（銀行を除く）の総所得の 10% 以上であること（「10% テスト」）

2. 活動テスト このガイドラインのために、事業体は、次の要件を満たさない場合には投資銀行とはされない。

a. 当該事業体又は関連者は、上記パラグラフ A.1 に記載された活動に従事していること

b. 当該事業体又は関連者は、上記パラグラフ A.2 に記載された活動に従事していること

c. 当該事業体又は関連者は、第22条5(b)(i)又は(ii)に定められた一以上の公認証券取引所の会員又は日本若しくはアメリカ合衆国に所在する一以上の店頭市場のマーケット・メーカーであること

3. 上記パラグラフ C.1 及び C.2 のために、次のいずれかを満たせば二つの事業体は関連者である。

a. 二つの事業体のうち一つがもう一方の事業体の 80% 以上を、直接又は間接に所有していること

又は

b. 両方の事業体は、別の事業体によって共通に、直接又は間接に 80% 以上を所有されていること

D. 市場取引要件

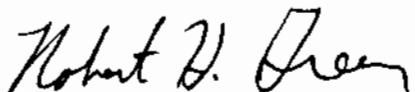
テスト対象事業体は、(a) 市場で取引されている債券又は株式の発行体であるか、(b) 市場で取引されている債券又は株式の発行体により直接又は間接にその持分の少なくとも 80% を所有されていなければならない。

E. 特典を受ける資格の確認

1. 一方の締約国の居住者であり、かつ第 11 条 3(c)(i) の条約の特典適用を申請している事業体がこのガイドラインに規定された要件を満たすか否かについて、当該一方の締

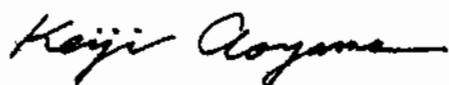
約国の権限のある当局は、第一次テスト（当該事業体自身による本ガイドラインに規定された要件を満たすことの自己証明書面が所定の国内手続に基づいて適切に提出されたことを、当該一方の締約国の権限のある当局が決定することから構成される）を行い、要件を満たすことを自ら証明したそれぞれの事業体の名称を、他方の締約国の権限のある当局に対して、当該自己証明書面の提出後、実務上可能な限り迅速に、通知しなければならない。

2. 通知された事業体のリストは公表され、隨時、更新されなければならない。
3. 一方の締約国の居住者である事業体が事実や状況に重大な変化が生じたことによって、このガイドラインの要件を満たさなくなった場合又は他方の締約国の権限のある当局による第二次評価によって、本ガイドラインの要件が満たされなくなったことが判明した場合には、当該事業体は、第 11 条 3(c)(i) の条約の特典を受ける資格を、このガイドラインの要件を満たさなくなった最初の日に遡って失う。



ロバート・H. グリーン

国際部長（大規模・中規模企業局）
内国歳入庁
アメリカ合衆国の権限のある当局
2005 年 12 月 27 日



青山 慶二

国税庁長官官房審議官
国税庁
日本の権限のある当局
2005 年 12 月 27 日